

=お知らせ=

入庫促進グッズ パンフレット入りマスクの販売について

点検整備推進イベント事業の延期に伴い、新型コロナウイルス感染防止の観点からその代替案の一方策としてパンフレット入りマスクを入庫促進グッズとして作成しました。

会員の皆様に販売も致しますので入庫促進等にご活用下さい。

なお、ご希望により会員工場名入りシールを無償でお渡しします。

・販売価格：パンフレット入りマスク（L・Mサイズ）2枚入り 1セット132円（税込み）



パンフレット入りマスク



パンフレット入りマスク
(名入りシール貼付例)

- なお、各事業場へ見本として1セット配布いたしますので、ご活用をよろしくお願いします。

車検予約システムの入替について

現行システムは導入より 6 年を経過し、今後は部品供給等が困難となるため、車検予約システムの入替を行います。

入替に伴う日程は、下記のとおりです。

予約システムの停止期間  ①11月19日(木)午後18時～19時までの1時間程度

(2回の停止期間があります)

 ②11月21日(土)午前9:00～11月22日(日)

正午までの1.5時間程度停止いたします。

※ 作業の進捗状況により停止時間が伸びる可能性があります。

機器操作等については、

⑤インターネットによる予約

操作方法については現行システムと変更ありません。

⑥電話予約

電話による予約(Tel055-263-3232)も従来どおり変更ありません。

⑦検査予約の会員による確認(検査票への印字)

操作方法については現行システムと変更ありません。

令和4年用点検整備済ステッカー貼付のお知らせ

令和3年1月1日以降に12ヶ月点検、24か月点検及び新車の納車整備を行った自家用乗用車には、令和4年用点検整備済ステッカーを貼付することになります。

11月末より販売予定の令和4年用ステッカーは、整備事業者等が前面ガラスに貼付できる期間は、令和4年9月30日までと指定されておりますので、購入時にはご注意下さい。

参考 「令和4年用点検整備済ステッカー」は、令和3年1月1日以降に自家用乗用車、令和3年7月1日以降に自家用貨物車、令和3年10月1日以降に事業用貨物車等に貼付しますが、詳細は自動車点検基準をご参照ください。

点検整備済ステッカーの厳正なる管理について

点検整備済ステッカーは、定期点検整備を実施した自動車の前面ガラスに点検整備済を示すステッカーを貼付することにより、点検整備実施事業場名等を表示し、実施責任を明らかにするとともに、車両内外から容易に判別することで、自動車使用者、整備事業者等に次回の定期点検整備時期を知らせるこ^とにより、定期点検整備の実施の励行を促進します。

また、ステッカーの管理について、各ステッカー取扱い団体及び整備事業者等は、配布台帳を備え厳正な管理を行うこととしています。

つきましては、ステッカーの管理方法等について、定期点検整備促進対策要綱により定められた次の事項を遵守するようお願いします。

- ・ステッカーは、定期点検整備等を実施した事業者が納車前に貼付することを厳守し、自動車使用者等にはステッカーを渡さないこと。
- ・定期点検整備実施事業者は、配布台帳を備え厳正な管理を行うこと。
- ・不適正な管理を行った場合は、ステッカーの配布を停止することがあること。

関係団体人事異動について

【関東運輸支局山梨運輸支局】

新 所 属	氏名	旧 所 属
自動車技術総合機構関東検査部 多摩事務所主席自動車検査官	飯田 健太郎	山梨運輸支局陸運技術専門官(保安)
山梨運輸支局陸運技術専門官(保安)	伊藤 誠二	神奈川運輸支局陸運技術専門官(保安)

【軽自動車検査協会 山梨事務所】

新 所 属	氏名	旧 所 属
松本事務所 業務課検査員	小林 淳平	山梨事務所 業務課検査員
山梨事務所 業務課主任検査員	浅沼 克彦	野田事務所 業務課主任検査員

令和2年度 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

認証工場を対象とする標記定期校正を通達に基づき、下記により実施致します。

また、該当支部の事業場（認証工場）には追って案内しますが、あらかじめご承知下さい。

支 部	実 施 日	実 施 場 所	時 間
南アルプス北	12月 9日(水)	アクティブ カーズ	9:30～16:00
南アルプス南	12月16日(水)	井 上 モ 一 タ ー ス	9:30～16:00
日 下 部	令和3年 1月 28日(木)	振 興 会 実 習 場	9:00～16:00
甲 府 南	2月 3日(水)	振 興 会 実 習 場	9:00～16:00
市 川	2月19日(金)	久 保 田 自 動 車 工 業	9:30～16:00

街頭検査実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。

なお、街頭検査の結果は以下のとおりです。

日時	実施場所	参加者	摘要
9月9日（水） 13：30～15：20	大月市 笛子町 地方整備局敷地内	運輸支局 2名 自動車技術総合機構 1名 大月支部 4名 振興会 2名 警察 2名 山梨県 8名	総検査車両数 30台 不良車両数 9台 整備命令 0台 口頭警告 9台 車検切れ 0台

【主な不適合箇所】

口頭注意 後部反射器不備（色褪せ等）、定期点検ステッカー期限切れ、最大積載ステッカーなしタイヤの摩耗、ナンバー灯不点灯

※大月支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」9月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
日栄小沢自動車整備工場	472	甲府東	功刀モータース	213	市川
(有) 清国自工	881	甲府西	(株) 杉野ホンダ販売	324	市川
(有) 大木自動車	922	甲府西	(有) 穂坂自動車工業	704	南巨摩南
深沢自動車整備工場	288	甲府南	中込モータース	364	南巨摩北
(株) キリン自動車	411	甲府南	保坂自動車	619	南巨摩北
(有) 塩部モータース	189	甲府北	中富自動車整備工場	682	南巨摩北
東洋モータース	972	甲府北	御坂自動車修理工場	165	東八
(有) カーサービス五味	1106	甲府北	石川自動車整備工場	377	東八
山崎自動車整備工場	157	峠北	(有) カードックVJオート	406	塩山
(株) 下井出	1035	峠北	福田オート	447	塩山
(有) 輿石自動車工業	665	韮崎	塩山オートサービス	550	塩山
山本自動車整備工場	699	韮崎	(株) 渡文商会	183	岳麓
(株) 久保田自動車整備工場	776	韮崎	岳麓マツダ自動車(株)	292	岳麓
ヤザキオート	1151	韮崎	(株) カネキ自動車	170	都留
名孰モータース	774	南アルプス北	コマタオートセンター	433	都留

前検査車両の危険性に関する啓発活動におけるパンフレットについて

前検査車両の危険性に関する啓発活動として、平成23年度から日整連ホームページへの「知って納得！安心車検！」シリーズの掲載及びチラシ等の作成・配布等を通じ、自動車ユーザーに対し、代行車検による受検の危険性等について注意喚起を行っています。

今年度は、令和2年4月より、検査標章に記載されることとなった点検整備に関する注意喚起文について説明した冊子「もっと！知って納得！安心車検！（エピソード8）—検査標章への点検整備注意喚起文の記載編—」が作成されました。

自動車ユーザーに対して代行車検の危険性について周知するための資料として、各種イベント、街頭検査時などにおいて自動車ユーザーに配布します。



ファミリーレストランでの自動車整備士 PR 「テーブルステッカー広告」の実施について

この度、自動車整備人材確保対策の一環として、中高生を主な対象に下記のとおりファミリーレストランの飲食用テーブルに貼付されるテーブルステッカーを活用した広告を実施しますので、お知らせします。

記

1. 実施期間

令和2年10月26日（月）～11月8日（日）（14日間）

2. 広告内容詳細

別添1参照

3. 広告掲出店舗

全国のすかいらーくグループのファミリーレストラン（ガスト等）250店舗

（各都道府県において学生の来店が多いと思われる繁華街の店舗を抽出）

○ 山梨県内

ガスト 甲府朝日店

ガスト 甲府上今井店

ガスト 甲府酒折店

ジョナサン 甲府伊勢店

ジョナサン 甲府駅南店

令和2年度自動車整備人材確保対策

別添1

【ファミリーレストランのテーブルステッカー広告】

すかいらーくグループのファミリーレストラン（ガスト等）において、自動車整備士PRのためのテーブルステッカー広告を実施

①実施期間：令和2年10月26日～11月8日（14日間）

②ターゲット：中高生

③実施店舗：すかいらーくグループ全国250店舗



広告を掲出しても見てももらえない可能性があり、広告ステッカーの大きさでは自動車整備士について全てPRすることは困難であるため、注文品が届くまでの時間に実施できる簡単なゲーム「間違い探し」をしてもらい、当該間違いの回答ページを日整連ホームページ内に作成し誘導する。回答ページには、これまでに作成した自動車整備士PRツール（マンガ等）を掲載し、PRを図る。

テーブルステッカー



回答を知りたい!
⇒QRコードにより
回答ページにアクセス



回答ページ(日整連HP内)



セイビミカタ

自動車整備士を知ろう! 間違ひ探しの答え

車のどこが違うのかな? かくして、お答えだ! 下のリンクをクリックして自動車整備士をもっと見てみてね!

セイビミカタ

セイビミカタ

セイビミカタ

<https://www.jaspa.or.jp/event/table-sticker.html>
※広告掲出期間中に公開予定

第49回「整備需要等の動向調査」結果の概要について

標記「整備需要等の動向調査」の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

1. 目的

本調査は、自動車整備事業場における整備需要等の動向について、直近の6ヶ月間における業績及び向こう6ヶ月間の業績予想を把握することにより、自動車整備業界の発展に資するために平成8年7月から半年毎に実施しているものである。

2. 調査時期及び調査地区

- ・ 調査時期：令和2年7月
- ・ 調査地区：全国

3. 調査対象及び回収数

・ 調査対象	： 専業の認証	(回収数 257)
	： 専業の指定	(回収数 405)
	： ディーラーの指定	(回収数 319)
回収合計 981		

4. 調査結果の概要

1. 今期（令和2年1月～6月期）は令和2年7月時点の調査であり、経済指標は次の通り

○GDP成長率（1次速報値、四半期別）

- ・ 実質GDP成長率は、1～3月期が▲0.6%、4～6月期が▲7.8%
- ・ 名目GDP成長率は、1～3月期が▲0.5%、4～6月期が▲7.4%

○家計調査（総世帯、第3四半期＋第4四半期、対前年同期比）

消費支出	…	…	…	▲7.4%
自動車維持費	…	…	…	▲9.1%
ガソリン	…	…	…	▲23.0%
自動車等部品・関連用品	…	…	…	▲4.2%
自動車整備費	…	…	…	+3.9%

○景気動向指数（CI一致指数）

「悪化」

2. 今期（令和2年1月～6月期）の総整備売上高DI、総入庫台数DIは2期連続で悪化、いずれも過去最低を更新

○今期の総整備売上高DIおよび総入庫台数DIは、全ての業態で2期連続の悪化となり、いずれも調査開始（平成8年7月、第1回調査）以来、最低となった。

○前期（令和元年7月～12月）との比較では、総整備売上高DIは40.9ポイント、総入庫台数DIは36.7ポイント減少、これは、前回調査（令和2年1月、第48回調査）結果の約3倍に相当し、下落幅は過去最大となった。

○業態別では、総整備売上高DI、総入庫台数DIともディーラーが最も悪化している。顧客との接点機会が多い営業スタイルが、コロナ禍の影響を最も受けたものと推測する。

3. 来期の業績予想では、総整備売上高DI、予想総入庫台数DIいずれも悪化

○来期（令和2年7月～12月）の総整備売上高DI、総入庫台数DIは、全ての業態でいずれも調査開始以来、最低を更新しており、今期より悪化するという結果である。

○今期との比較では、予想総整備売上高D Iは23.1ポイント、予想総入庫台数D Iは21.5ポイントの減少にとどまったことは、今後、経済活動が徐々に再開されて景気は持ち直すとの期待感があるものとみている。

4. 整備業界全体の景況感D Iはリーマンショックに次ぐ低い水準

○景況感D Iは-77.2、前期より17.2ポイント減少した。リーマンショックの影響を受けた第26回調査（平成21年1月）の-88.3を底に、マイナス圏内での改善が続いていたが、第46回調査（平成31年1月）以降、3期連続で低下した。

○前期との比較では17.2ポイントの減少、下落幅としては過去最大となった。景況感D Iの悪さは、リーマンショック時には及ばないものの、8割弱の事業者は景気が悪いと回答している。

5. 概括

○整備業界は、緊急事態宣言下でも休業を要請されることなく、また、ほとんどのユーザーは予定通りに車検や定期点検の入庫を行うため、多くの事業者が前年並みの水準を確保、表向きは新型コロナウイルスによる影響は限定的とみている。この調査は、「減った（減る）」と「やや減った（やや減る）」、「やや悪い」と「かなり悪い」と同じウェイトとして扱っているため、実態以上にマイナス側に振れていることも考えられる。例えば、今期の総整備売上高では、「やや減った」が37.4%、「減った」が32.0%、また、整備業界全体の景況感では、「やや減る」が44.6%、「減る」が22.9%と、いずれも「やや」の割合が多くなっており、悲観するような結果ではない。但し、昨年10月の消費増税以降、新車販売台数の前年度割れが続いていること、この影響は将来の入庫台数に影響するため、今後の動向に注視している。

○令和2年の月別継続検査台数の推移をみると、緊急事態宣言が発令された5月は大幅に減少したが、車検証の有効期間が延長されたため、翌月は大幅に増加、今期（1月～6月）は、登録車が対前年比5.4%減、軽自動車が1.6%減となった。もっとも、継続検査対象台数は、保有台数と一定の相関があり、近年は1年おきに“山”と“谷”を繰り返しており（※）、今期はその“谷”であることを考慮すれば、各経済指標が示す程の下落にはならない可能性もある。

※リーマンショック（H20/9）、②エコカー補助金（H21/4～H22/9、H23/12～H24/9）、③東日本大震災（H23/3）、④消費税率引き上げ（H26/4、R1.1/10）、⑤軽自動車税の増税（H27/4）などによる新車販売台数の増減の影響による。

○一方、事業場の営業時間短縮や修理部品の入荷遅延など、供給サイドとしての入庫制限、外出自粛で交通事故が減ったことによる事故整備入庫の減少、また、外出自粛や景気の先行き不安から、ユーザーが法定整備以外の一般整備、緊急性の低い整備の入庫をやめたことなどがマイナス面で影響しているものと推測する。

○段階的に経済活動は再開しているが、来期の動向は新型コロナウイルスの感染状況次第である。

山梨事務所の 2コース ABSH テスターで事故発生!!

[事故概要]

令和2年9月1日、すれ違い灯のヘッドライト検査が不合格のまま、ブレーキ検査まで終わったので受検車両が前進を始めたときに、総合判定室の担当者が、走行灯でヘッドライト検査を行おうとしてテスターを作動させました。

その結果、前輪側ガイドローラが作動してタイヤと接触、右リヤタイヤがパンクする事故が発生しました。



[お願い]

すれ違い灯によるヘッドライト検査が不合格の時、走行灯による検査の可否を案内します。

また、車両の操作ミスや車両の姿勢が悪くて不合格になった場合にも検査をやり直すことがあります。

このような場合は、車両を動かさずにお待ちいただき、検査職員の案内に従っていただくようお願いします。

受検者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

山梨事務所の 3コース ABS テスターで事故発生!!

〔事故概要〕

令和2年9月28日、3コースはヘッドライト検査で走行灯による再測定をしていた車両があったことから、コースの流れが停滞していました。

この状況のなかで、受検車両はスピードメータ検査が終わり、リヤブレーキ検査を行うため、ゆっくり前進していたところ、前方の車両との間隔を見誤り、追突する事故が発生しました。



〔お願い〕

ヘッドライト検査で走行灯による再測定や下廻り検査での確認行為などで、コースが停滞しているときがあります。

前方車両との間隔、排気ガス検査時の受検者の立ち位置にも注意して受検していただくようお願いします。

受検者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。



独立行政法人 自動車技術総合機構
関東検査部 山梨事務所

軽自動車検査協会山梨事務所からのお願い

◎継続検査のラウンド予約について

日頃は当協会の業務にご理解ご協力頂き有難うございます。

さて、継続持込検査の繁忙時には構内が大変混雑しているところです。

当協会としては業務を安全、円滑に行うことに努力をしているところですが、最近ラウンド予約外で受検する車両が散見されます。予約ラウンド以外のラウンドで受検すると構内から待機車両がはみ出し、はみ出し車両による重大事故が発生するおそれや、近隣住民等の通行車両を妨げるため、予約ラウンドを厳守して受検するようお願いします。

なお、状況によりラウンド予約を守らない受検車両については一旦、待機列から離れていただき、再度予約ラウンドに並んでいただくことがあるのでご承知下さい。

今後とも、安全、適切に検査が実施できるよう引き続きご協力をお願いします。



スキャンツール導入補助事業の公募受付終了について

標記補助事業につきまして、令和2年8月12日付で一旦停止されていた公募受付が令和2年9月23日をもって終了した旨の案内が国土交通省及び執行団体であるパシフィックコンサルタンツ株式会社のホームページ上にて、下記のとおり公表されましたのでお知らせします。

記

【公表について】

●国土交通省

スキャンツールの導入補助を開始（9／23付で内容が更新されました）

～車載電子機器の故障や劣化の把握をサポートする整備機器の導入を支援します～

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidoshsha09_hh_000251.html

●パシフィックコンサルタンツ株式会社

新着情報 令和2年9月23日

<http://www.pacific-hojo.jp/scan/index.html>

ホームページのリニューアルについて

当会ホームページのトップページを12月よりリニューアルします。

ご利用される一般ユーザーを主体とし、より情報が探しやすいトップページとします。

また、「車検予約システム」「FAINES」「リコール情報」「環境家計簿」「自動車リサイクルシステム」は一括して会員ページへ移動します。

リニューアルに伴い、各サイトのURLに変更はありませんが、会員皆様のパソコンにトップページをブラウザの「お気に入り」「ブックマーク」などに登録されている場合は、会員ページへのURLへ変更をお願いします。

これからも、引き続きお役に立つ情報のご提供や、内容の充実に努めます。

POINT

ユーザー主体のホームページへ変更

The screenshot shows the homepage of the new website. At the top, there is a banner for 'Nippon MyCar Inspection' featuring a dog character. Below the banner, there is a large graphic for 'Your town's car service shop' with a cartoon dog holding a magnifying glass. A large orange arrow points from the text 'スクロール' (scroll) to this graphic. The main content area has a blue header 'CONTENTS'. To the right of the contents, there is a column for 'お知らせ' (News) listing various news items from September 2020. On the far right, there are several promotional banners for car services, including one for 'MyCar Inspection' and another for a camera.

Check
会員に必要な関連メニュー・情報提供は、こちら

- 会員用 車検予約システム
- 自動車重量税・取得税 減免検索システム
- FAINES
- 国土交通省 リコール情報
- 環境家計簿
- 自動車リサイクルシステム

会員ページ

会員用 車検予約システムは会員専用ページに移動しました。

令和元年度第1回自動車整備技能登録試験 令和元年10月6日 結果発表

2020.09.30 フラミーレストランでの「てんけんくんテーブルステッカー」広告の実施について

2020.09.25 スキャンツールの導入補助事業の終了について

2020.09.24 てんけんくん LINEスタンプの販売について

2020.09.23 10月1日～4日に停止する各種Webサービス停止の事前案内について【会員限定】

2020.09.10 地域公共交通利用促進キャンペーンについて

2020.09.10 8月24日 あて返し検索に対する手配解除について(R2.8.14 甲州市勝沼町内 西道)

2020.09.10 じん封法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

2020.09.09 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた車両主に対する雇用調整助成金等の申請措置の延長について

2020.09.08 「自動車年度登録・登録期間について

2020.09.07 令和2年度、秋の全国交通安全運動の実施について

2020.09.04 ドライバーのみなさん！ クルマの点検・整備、しっかり行っていますか？～ 9月は「自動車点検整備推進月」の全国が一斉化月間です～

2020.09.03 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特種仕様ナンバープレートの申込期限の延長について

>全てのお知らせを表示する

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーのご案内

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーが貴社の現状を聞かせていただき、将来に向けた高齢者の戦力化に役立つご提案をします！



なぜ高齢者の戦力化が必要なの？

①急速な高齢化による生産年齢人口の減少

人口統計によれば、今後、生産年齢人口(15~64歳)は減少の一途をたどり、企業の
人材確保はますます困難になっていきます。

②高齢者の高い就業意欲

60歳以上への意識調査では約7割の人が「65歳以上の就業を希望する」と回答しています。

③社会の活力や産業・企業の競争力の維持

人口減少と一層の高齢化が同時進行することを考えると、働く意欲や能力をもつすべての
人たちが年齢に関わりなく働き続け、社会の支え手として活躍できる職場を一日も早く実現
することが必要です。



65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーとは

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーとは、高齢者の雇用に関する専門知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取組んだことのある
人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント ●社会保険労務士
- 中小企業診断士 ●学識経験者 など



制度改善提案

無料

将来に向けて65歳以上への定年引上げ
や65歳を超えた継続雇用延長等の制度
改定に関する具体的な提案を行います。

それぞれの企業が抱える高年齢者雇用を
進める上での課題を把握し、制度改善を
図るための条件整備をお手伝いします。

◇ 65歳超戦力化雇用力評価チェックリスト
65歳を超えても戦力となつてもらうための
取組みのヒントを見いただす。

◇人員フロー図
企業の労働力構造の推移と、定年引上げ
及び継続雇用延長のメリットを分かり易く
「見える化」する。
など

【お問い合わせ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
山梨支部 高齢・障害者業務課

TEL:055-242-3723

相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する
専門的かつ技術的な相談・助言を行っています。

- 人事管理制度の整備に関する事
- 賃金、退職金制度の整備に関する事
- 職場の改善、職域開発に関する事
- 能力開発に関する事
- 健康管理に関する事
- その他高年齢者等の雇用問題に関する事



こんな悩みを抱えていませんか？

- ・高齢社員の経験が活かしきれていない。
- ・高齢社員の定着率が上がらない。
- ・定年間際の高齢社員のモチベーションが低い。
- ・将来の労働力不足に備えたいが方法が分からぬ。
- ・能力評価を反映した賃金制度にしたいが方法が
分からぬ。

プランナー・アドバイザーは、このような悩みを
解消するための解決策を提案します！

65歳超雇用推進助成金のご案内

高年齢者の雇用の安定に資する措置を講じる事業主の方に、国の予算の範囲において、以下の助成金を支給しています。

65歳超継続雇用促進コース

就業規則等により65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止又は希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施したこと、当該就業規則の改定等に専門家等に就業規則の改正を委託し経費を支出したことなど一定の要件に当てはまる事業主に、対象被保険者数及び定年等を引上げる年数に応じて、以下の額を支給します。

実施した制度	65歳への定年引上げ		66歳以上への定年引上げ		定年の廃止	66～69歳の継続雇用への引上げ		70歳以上の継続雇用への引上げ	
	引上げた年齢 対象被保険者	5歳未満	5歳	5歳未満	5歳以上	4歳未満	4歳	5歳未満	5歳以上
1～2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円	5万円	10万円	10万円	15万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円	20万円	80万円	25万円	100万円

※ 1事業主（企業単位）1回限りとします。

※ 定年引上げと継続雇用制度の導入をあわせて実施した場合の支給額はいずれか高い額のみとなります。

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

認定された雇用管理整備計画に基づき高年齢者雇用管理整備措置を実施した場合の、当該措置の実施に必要な専門家への委託費等及び当該措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウエア等の導入に要した経費を支給対象経費（注）とし、支給対象経費に60%（中小企業事業主以外は45%）を乗じた額を支給します。

なお、生産性要件を満たす事業主の場合は、支給対象経費の75%（中小企業事業主以外は60%）を乗じた額となります。

高年齢者雇用管理整備措置の種類	支給対象経費
イ 高年齢者に係る賃金・人事待遇制度の導入・改善	
ロ 労働時間制度の導入・改善	○ 高年齢者の雇用管理制度の導入等（労働協約又は就業規則の作成・変更）に必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費
ハ 在宅勤務制度の導入・改善	
二 研修制度の導入・改善	○ 上記の経費の他、左欄の措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウエア等の導入に要した経費（計画実施期間内の6か月分を上限とする賃借料またはリース料を含む）
小 専門職制度の導入・改善	
ヘ 健康管理制度の導入	
ト その他の雇用管理制度の導入・改善	

（注）その経費が50万円を超える場合は50万円。なお、企業単位で1回に限り、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします。

高年齢者無期雇用転換コース

認定された無期雇用転換計画に基づき50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象労働者1人につき48万円（中小企業事業主以外は38万円）を支給します。

なお、生産性要件を満たす場合は対象労働者1人につき60万円（中小企業事業主以外は48万円）となります。

また、対象労働者は1支給年度（4月～翌年3月まで）1適用事業所あたり10人までとなります。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

山梨支部 高齢・障害者業務課

TEL：055-242-3723